

令和6年度要介護度等改善促進報奨金に係るQ&A

No.	質問	回答
<u>事業について</u>		
1	報奨金の対象事業所を教えてください。	<p>都内に所在する以下の介護サービスを提供する事業所が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設
2	ADL維持等加算を令和6年3月分までは算定していたが、令和6年4月分は算定できなかった場合も対象となりますか。	「基準日（令和6年4月1日）にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること」が要件になりますので、この場合は交付対象となりません。
<u>要介護度の維持・改善状況について</u>		
3	前回判定日と今回判定日は具体的にどの時点を指しているか教えてください。	いずれも介護保険被保険者証に記載されている 有効期間の始期 を記載してください。なお、申請受付時点で更新や区分変更がなされるか確定していない方は、対象者から除外するようにしてください。
4	区分変更や更新の認定年月日が令和6年3月22日で、有効期間の始期が令和6年4月1日となっている利用者は記載の対象になるか。	介護保険被保険者証に記載されている 有効期間の始期 で判断するため、有効期間の始期が令和6年4月1日であれば、対象になります。
5	令和6年4月1日から令和7年1月1日までの全期間に在籍している利用者のみ記載の対象となるのか。仮に新規に利用を開始した利用者など、令和6年5月1日から令和7年1月1日まで在籍していた場合は記載の対象外となるのか。	令和6年4月1日から令和7年1月1日までに在籍している利用者が対象になるため、令和6年5月1日から令和7年1月1日まで在籍していた（令和6年4月末時点では在籍していない）場合は、記載の対象外になります。なお、要介護度が改善した結果、加算判定基準日（令和7年1月1日）前に退所となった利用者は記載の対象となります。
6	令和6年4月1日から令和7年1月1日までの全期間に在籍しているが、その間に一度も利用実績がなかった利用者は記載の対象に含めるか。	令和6年4月から令和6年12月までの間に、 <u>少なくとも毎月1回はサービスを利用していること</u> を要件とします。そのため、期間内に一度も利用実績がない場合には、記載の対象から外れることとなります。

令和6年度要介護度等改善促進報奨金に係るQ&A

No.	質問	回答
<u>申請について</u>		
7	どのように申請すればいいか教えてください。	申請情報の入力には申請受付フォーム（Logoフォーム）となります。 上記フォームへ入力後、交付申請書類を事務局からメールにてお送りいたしますので、jGrantsまたは郵送にて提出してください。
8	交付申請書類はどこでダウンロードできますか。	申請受付フォーム（Logoフォーム）に入力後、入力いただいたメールアドレス宛に交付申請書類が届きます。なお、入力情報が交付申請書類に反映されているため、申請内容に誤りがないかご確認の上、事務局へ提出してください。 ※郵送での提出の場合は、押印及び印鑑証明書が必要となります。
9	申請は事業所単位ですか。あるいは法人単位ですか。	事業所単位で申請をお願いします。 ※令和5年度は法人単位としておりましたのでご注意ください。
10	印鑑証明書の発行年月日の指定はあるか。	令和6年4月1日以降に取得した印鑑証明書を提出してください。 ただし、印鑑や記載事項等に変更があった場合は、変更後に取得したものを提出してください。
11	1法人で複数事業所申請する場合、印鑑証明書及び支払金口座振替依頼書は複数事業所分必要ですか。	複数事業所分必要となります。なお、印鑑証明書は原本1部と事業所分の写しを提出してください。
12	申請書類を提出する際、様式の他に何を提出する必要があるか。	支払金口座振替依頼書の提出が必要となります。なお、郵送による提出の場合は印鑑証明書の提出も必要となります。